

第4期 第8回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨

日 時：平成28年2月19日(金) 17:00～19:00

場 所： 小金井市役所第二庁舎 802会議室

出席者：協議会委員 16名

自立生活支援課長

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課障害福祉係主査

地域生活支援センター そら 1名

配布資料1：各部会 報告資料(1月、12月分)、全体会 報告資料(11月分)

2：内閣府 【全体】リーフレット印刷用.PDF

3：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令
(平成28年度政令第32号).PDF

4：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則
(平成28年度内閣府令第2号).PDF

5：障害者が共に生活する社会をつくる小金井市条例試案.docx

6：(仮称)小金井市障害者差別解消実施比較表案07.docx

7：第5期小金井市地域自立支援協議会 委員構成(案)

8：平成27年度小金井市地域自立支援協議会 開催予定

91：ロードマップ案

92：論点案

福祉マップ

1. 開会

矢野副会長	第8回小金井市地域自立支援協議会を開催する。委員の過半数の出席があり本協議会は成立。本日は高橋会長不在のため、矢野が司会進行をする。まず、配布資料の確認を事務局から願います。
事務局 (染谷係長)	資料の確認をさせていただく。 1点目、一番上に次第がある。次に、資料1として、各部会の報告資料である。11月の全体会の会議録が、通しと議事要旨というものである。その後、12月の議事要旨、1月の議事要旨、あと、相談支援部会の1月分の部会報告書である。次に、生活支援部会の12月分の活動報告、障害発達支援部会の12月と1月の部会の活動報告である。 次に、資料2として、「内閣府リーフレット」のカラーコピーである。

	<p>次に資料 3 として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令」である。</p> <p>次に資料 4 として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則」である。</p> <p>次に資料 5 として、「地域自立支援協議会資料」、その下が「障害者差別解消法施行に伴う小金井市条例案制定に向けて」の資料である。</p> <p>次に資料 6 として、「比較表」となっている。</p> <p>次に、資料 7 として、「委員構成案」の資料である。</p> <p>次に、資料 8 として、「協議会の開催予定」である。</p> <p>あとは、「ロードマップ」と「差別解消条例仮称資料」である。</p> <p>最後になるが、「福祉マップ」をお手元に置いている。</p> <p>資料は以上である。</p>
--	--

2. 議題

(1) 各部会からの報告

矢野副会長	最初に、部会からの報告を行いたい。部会報告資料を基に、12 月、1 月の報告をお願いする。相談支援部会からお願いする。
森田純司委員	<p>では、相談支援部会から報告をさせていただく。11 月、12 月の報告はお手元にあるかと思うので、通年を通して行った相談支援部会のご報告をさせていただければと思う。</p> <p>相談支援部会、6 月に介護保険の地域包括支援センターの職員を対象とした介護保険分野、障害福祉分野、双方の理解を進める勉強会と題して、研修会を行っている。1 月にも、介護支援専門員、ケアマネージャーを対象とした相互理解の勉強会を開催したが、障害福祉分野と介護保険制度の違いとか重なる部分を確認している。勉強会で、双方のサービスの名称にある役割とかサービスの種類とかを突合及び確認している。来年度も継続しながら、障害福祉分野から介護保険制度に移行する方の福祉が向上する活動としていきたい。</p> <p>第 1 回の包括支援センター職員との勉強会と第 2 回はケアマネージャーとの勉強会においてアンケートを取っているので、3 月の専門部会のときには、そのアンケート集計結果を基に、求められている福祉の課題は何かを確認しながら、協議をしていく。アンケートの中には、「制度に結び付くような連携の在り方とか書式みたいなものがあるといい」との意見があり、具体的な協議を行い、統一フォーマットの検討を協議、提案していきたい。</p> <p>相談支援部会からは以上である。</p>
矢野副会長	では、生涯発達支援部会の報告をお願いしたい。
森田(史)委員	<p>12 月は精神障害者の現状と課題について協議した。</p> <p>1 つ目は、発達障害の事例を、当事者の母親に来ていただいて、詳しく説明していただき、出てきた課題に対しての解決法を協議した。</p> <p>2 つ目が、現在、精神障害者は、他の障害者と比べて、福祉施策の中では、格差は依然と残っている。これに向けて、どのように対応したらいいかというこ</p>

	<p>とを協議した。</p> <p>発達障害の事例だが、この方の場合には、成人になってから、大きくなってから発達障害が分かったが、幼少のときにはいろいろな発達障害の症状が現れていた。今、就職に向けて、就職活動をしているが、情緒の関係で問題が起こっている。生活面の問題として、家庭環境、社会環境で、閉鎖的な環境だったとか、生活環境と社会環境では、本人の成長を阻害するという問題があった。それに対して、解決に向けては、本人の特質を見極めて、幼少期から得意分野を伸ばせる家庭環境とか社会環境を整備するとともに、就労および自立生活に備えることが必要となる。また不得意分野に関しては、自分では解決できないことについては、社会資源、例えば、ホームヘルパー等で補って、生きづらさを解消していくということである。</p> <p>2つ目の障害者の福祉施策は、精神障害者の場合、精神障害者はかなり後から障害者と認められて、福祉対象になっているわけなので、他の障害と比べて、いろいろな施策で遅れている。第1に心身障害者の福祉手当が対象外になっていること、第2は医療費助成についてで、精神科の通院のみが無料で、ほかの入院とか、ほかの科では、自己負担になっている。第3は交通運賃も割引制度が提供されていないということである。今後は行政も含めて、改善が必要であると意見が出ている。以上である。</p>
矢野副会長	では、生涯発達支援部会の1月の報告をお願いしたい。
中村(悠)委員	<p>1月22日に学校との連携についてお話しさせていただいた。児童発達支援センターきらり、幼児を中心に、学校の学齢児の相談も多くあり、その内容に対しての解決法を、学校側との連携という観点に立ってお話をさせていただいた。具体的には、どこが窓口になのか、連携の方法はどのようにするかである。以前から検討をしながらも実現に至らなかった経緯もあった。この度、教育委員会や市と協議をする機会を得て、具体的に進めることになった。学校の教員たちも、進め方に悩みながら、個々に頑張られている。1人のお子さんの取り巻く環境なのに、関係機関が個々に頑張っているだけでは、良い支援は出来ない。連携を深めることで、よりよい支援へと繋がると考えている。来年度は、校長会にきらりが出るとか、支援学級の連絡会に出ることになっている。様々な会合に参加しながら、顔が見える関係を構築していきたい。実際には、普通学級に通っている子どもの中には支援学級対象の子どもを多くおり、支援学級の子どもだけを対象とするのは課題として残るのだから、まずは学校の先生たちと顔が見える関係を構築していくところから始めていきたい。</p>
矢野副会長	<p>では、生活支援部会の報告を行う。12月は、障害者団体の当事者の方に来てもらって話を聞く予定だったが、当日、体調不良で欠席となった。代わりにレポートをいただいたので、それをベースに議論をしている。困難事例の問題とかについて対応法を検討している、後半は、「差別解消条例の制定に向けて」について情報交換をして、案の策定に準備を進める作業をした。以上となる。1月の報告は、吉岡委員をお願いする。</p>
吉岡委員	障害者の差別解消法の条例の策定に関して、部会で大きく4つの課題になって

	<p>きた。4つの課題それぞれに「ここを含んだほうがいいのではないか」、「ここに含むのはちょっと条例の趣旨からいって違うのではないか」などの意見が交わされた。「条例として制定するのであれば、やはり議会などを通さないといけないので、時間的な部分を見ながら検討する必要があるだろう」といった意見もあり、課題の1つに関しては、余裕を持った時期で考えることになった。</p> <p>残り3つの課題に関しては、様々な内容が含まれており、議論の結論は持ち越すことになった。今後は機会を作りながら、市民より意見を集約し、それをたたき台にするための参考資料とすることとした。</p> <p>条例が作られたことにより、市民団体へ確認のないままに条例の制定をしてしまうと、対立軸というか、「障害者差別解消法の条例ができたから、これでお願したい」という一方的な形にすると、理解度が進まず、違う思いを持つ方が多くなってしまう可能性もあり、そこに関しては、啓発と理解を深める機会を作っていくなかで、原案が形となっていく、それを上程する流れとしていくことで話を進めている。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>条例案は、生活支援部会でまとめたものを市民にも投げ掛けながら、修正を加えて行こうと思う。また、事務局でも条例案は考えているが、意見の相違もある中、小金井市民のためになる条例となるようまとめていきたい。</p> <p>資料配布はないが、2月12日に東京新聞で、4月に差別解消法が施行される記事が、1面で、「障害者窓口、遅れる整備」ということで掲載された。内容としては、準備のできている自治体はわずか1パーセントというのが実態だというのがある。その同じ日の社会面には、「障害者のことをまずは知って」ということで、施行するために民間のバリアフリー化を訴える市民団体の活動の紹介があった。ここでは教育現場に対しても意見が大きく載せられているのと、障害者団体で今、ファミレスのレストランを運営するデニーズとか、セブン&アイ・フードシステムズとかに情報提供をしながら、「スロープのある店はどこにあるかといったことをホームページで紹介しなさい」とかを働きかけているといった内容が紹介されていた。</p> <p>そのような中、市民のための差別解消法とするためには、どのように市民を巻き込んだ形で条例案作りをしていくのか、またそのための意見の場を作っていくのが大事と思っている。</p> <p>部会報告は以上となる。次の議題は、事務局からの報告事項となる。</p>

(2) 事務局からの報告事項

<p>事務局 (染谷係長)</p>	<p>事務局から3点、ご報告をさせていただく。</p> <p>まず1点目として、資料はないが、国と、あと東京都から連絡があった。27年度から地域生活支援事業の中に、協議会における地域資源の開発、利用促進などの支援が新しく追加されている。これを受けて、5月の全体会で、主に基幹相談支援センターの森田純司委員からの提議もあり、自立支援協議会でご了解いただいたことを踏まえて、基幹相談支援センターでさまざまな取り組みをした。そのことが次の厚生労働省の障害福祉の都道府県主管課長会議などで少し</p>
-----------------------	--

	<p>だけ触れられることになったので、お伝えしておく。</p> <p>内容としては、具体的なものではなく、触りだけの1~2行程度の紹介になると思われる。</p> <p>2点目として、前回質問があった差別解消に対応できる法曹界はあるのかといった件についてである。それについて、法務事象の対応部署と話をした。まず、条例制定については、自立生活支援課で素案を作成した後に、庁内の総務部の文書審査をってもらう部署と調整しながら作成する。顧問弁護士などをお願いするという事にはならない。また、差別についての助言、斡旋の対応についても、基本的に自立生活支援課での対応になる。差別解消条例、差別解消規則を制定し、その中の委員として、法曹関係の方に入ってもらうべきかどうかを協議して決めていくべきとのことであった。</p> <p>3点目の報告として、平成27年度における地域自立支援協議会の報告書についてである。昨年度26年度に作成した内容と同程度の内容で作成したいと考えている。具体的には、3月の部会で案をお示しして、3月の部会での協議内容を盛り込んで完成させる予定でいる。</p> <p>事務局からの報告は以上である。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>市民に投げ掛けた結果を協議会で検討して、自立生活支援課が素案として総務課に出して、議会に掛ける手順で条例にしていくと思うが、詳細は後程、ロードマップとの絡みで話をしていければと思う。</p> <p>それでは、障害者差別解消法施行に伴う情報提供を事務局より願います。</p>
<p>事務局 (吉本主査)</p>	<p>最初に、主に国から出された資料をご説明する。「リーフレット」と「障害者差別解消推進に関する法律施行令」と「施行規則」の3つとなる。</p> <p>まずは、リーフレットにあるとおり、当初は、差別解消の民間への対応は、民間事業者の事業を担当する大臣から事業者に対して報告聴取、助言、指導、勧告を行うということが想定されていた。事務局もこれで行くと考えていたが1月29日に差別解消法の施行令が施行された。その施行令の第3条を読み上げるが、「第3条、法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であって、当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部、または一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため、特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない」というかたちである。</p> <p>法律の文言について簡潔に言うと、各大臣が知事や市長に任せている仕事は、知事や市長が事業者に対して、報告聴取、助言、指導、勧告を行うということになった。従って差別解消法施行令、施行規則において、部分的ではあるが、踏み込んだ権限が与えられた。しかるに、各大臣の事業であったとしても、市長に権限を与えているものについては、市長が対応できるということになる。ただし、市長に権限を与えていない事業については、今までどおり、大臣や知事が事業者に対して、報告聴取、助言、指導、勧告を行うことということにな</p>

る。ここまでが国からの情報提供に基づくものとして説明した。

資料 5 と 6 だが、ここからが、主に小金井市自立支援協議会や自立支援協議会事務局からの情報提供になる。資料 5 として、矢野副会長から、この間の生活支援部会の経過を踏まえて作られた矢野委員、馬場委員の条例試案になる。それから資料 6 の 27 ページだが、こちらが委員の条例試案だけではなくて、事務局条例や論点、備考などを入れた比較表となる。

次に資料 91 番、ロードマップをご覧いただきたい。2016 年 4 月から 2018 年 3 月までを想定して作成している。自立支援協議会の本会および部会である。毎月開かれるというかたちで入れている。その次に、自立支援協議会事務局である。本会、部会の事前準備や事後のまとめである。その次に、生活支援部会で、カッコとして、事務局として入れている。理由としては、差別解消条例の具体的な議論は生活支援部会でされる見込みとのことなので、作成している。

枠組みスケジュールに始まり、論点を 5 つ議論することを想定した。1 つの議論について、3~4 カ月程度かけることを想定している。

その次、ピンクのところだが、全ての当事者ヒアリングを入れている。障害当事者、福祉事業者、教育関係者、民間事業者（商工会関係者等）、行政関係者等々を入れている。当事者ヒアリングは、本会のときはできないので、部会に合わせて入れている。

その次が、発表のところになる。1 つが、障害者週間での発表を想定してスケジュールを入れている。会場手配から資料作成、機材調整までである。事後の仕事もある。その中の 2 つ目として、期間は入れていないが、それ以外の発表イベント、A として枠を作っている。発表イベントの名称、内容は、市民説明会なのか、意見交換会なのか、白紙で何も決めていないが、まさに状況に応じて対応していきたいと思う。

その次に条例等である。約 1 年間の議論の後に、条例・規則・要綱を法令との整合性や議会に提出するためのものである。まずは取りまとめ案 1 を事務局で作成し、その後、文書審査にかける。その後、取りまとめ案 1 をパブリックコメントにかける。パブリックコメントで意見をもらったものをまとめる。それを受けて、さらに取りまとめ案 2 を事務局で作成し、その後、文書審査にかける。文書審査が通ると、市議会に送付される。そして、事務局としても、自立生活支援課が議会対応を行い、市議会の議決が得られれば、条例制定となる。同じタイミングで、規則と新要綱を作る。規則はパブリックコメントには掛ける可能性が高いが、要綱は掛ける可能性が低いので、そのように記述している。また、規則と新要綱は、議会の議決事項ではないので、議会対応は基本的に入れていない。

ロードマップの最後だが、工数合計を入れている。この数字がどの程度、どの時期に事務局に負荷が掛かるかが現れる。自立生活支援課のみならず、基幹相談支援センターも一体となって対応することになる。物量に比例して期間が延びていくので、ご承知おきいただきたい。このロードマップはたたき台にすぎない。議論すべきことや対応すべきことが弱ければ、政策効果が上がら

	<p>ないので、ご意見を早めに頂ければと思う。</p> <p>では、資料 92 をご覧いただきたい。こちらが差別解消条例の在り方についての論点の整理案である。厚労省の作成物を参考に作っているが、実際の中身は小金井市で作成している。1 ページ目がタイトルで、2 ページ目、3 ページ目が論点の大項目というかたちになる。4 ページ目が各論点に入るためのタイトルで、5 ページ目から 17 ページ目までが具体的な論点についての検討の視点を入れている。</p> <p>5 ページ目から簡潔にご説明させていただく。5 ページ目が、目指すべき社会像、差別解消の理念の考え方である。6 ページ目が、共生社会を実現するために必要な考え方である。7 ページ目が、条例であるべきもの、規則、要綱であるべきものの例示である。8 ページ目が、条例が対象とする障害者差別に該当する行為である。9 ページ目が、差別に該当する行為が禁止される相手方、不当な差別的取り扱いを規定する分野の考え方である。10 ページ目は、実定法になぞらえて、どのような役割が市民、事業者、市にあるのかというところの論点の視点である。11 ページ目が、具体的な取り組みにおいて、パンフレットやガイドブックであるべきもの、講演会、学習会であるべきもの、12 ページ目が、イベント等であるべきもの、ティッシュ、チラシ等であるべきものである。13 ページ目が、差別に関する相談のニーズと本市における相談支援に関する社会資源のことである。14 ページ目が、障害者の相談支援の実際の視点の例である。15 ページ目が、先行自治体における相談体制である。16 ページ目が、一時相談窓口に求められる機能や紛争解決の仕組みである。17 ページ目は、他機関との連携や地域におけるネットワークづくりの視点である。この後半の資料 92 と 91 は、同じくたたき台にしかすぎない。繰り返しになるが、議論すべきことや対応することが弱ければ、政策効果が上がらないので、たたき台なので、ご意見を早めに頂ければと思う。</p> <p>以上である。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>差別解消法を条例制定するにあたっての方向性を第 4 期中に議論していただけると、第 5 期に上手くつながられるかと思うので、資料が多岐にわたるが、ご意見を頂ければと思う。</p> <p>条例案については、文言等で修正があればご意見を頂きたい。生活支援部会から提案されたこの条例案、試案をベースに、市民に投げ掛ける方向性で行きたいがよろしいだろうか。</p> <p>それでは、比較表を基に事務局から論点整理があったが、質疑応答も踏まえながらも、どのような形で市民や関係団体と協議を進めていけばよいのかご意見を頂きたい。</p>
<p>馬場委員</p>	<p>工程表に書かれている「生活支援部会で条例の制定案について協議をしていく」という件だが、生活支援部会の来年の構成とかは、今までと同じだろうか。この条例案を作るときに、生活支援部会では、内容を詰め切った感はある。しかるに条例案の策定は、第 5 期では全体会でやるべき話ではないかと思う。全体会で話し合ったことを踏まえて、生活支援部会で対応するというのが筋な</p>

	のかと思う。来期、条例案の検討の進め方について、決めておくことが重要であると考えている。更に付け加えるとすれば、重要案件でもあり、生活支援部会を中心に進めて行くことに対して荷が重いと感じている。仮に生活支援部会で来期も進めて行くのであれば、構成メンバーの増員が必要と考える。既存のメンバーで1年間議論を深めた結果、意見は集約されている。
矢野副会長	他の委員の意見を伺いたい。特に生活支援部会の委員の発言を伺いたい。
吉岡委員	1月の生活支援部会では、たたき台として条例案を策定したのだから、この試案を市民に見てもらい、意見も集約し、更に条例案を修正しながら、自立生活支援課より議会へ出すという流れで確認をした。今後の議論として「こういうものを入れたほうがいいのか」とか、「こういうものを盛り込んだほうがいいのか」といった意見を参考にして、内容を変えていく話であった。「それも生活支援部会でその調整を行うのか」とか、「その上がってきた意見を全体会で上げて、議論をしてもらおうという形にするのか」というものだ。生活支援部会で条例案の議論を積み上げた後に、全体会へ上げていくと考えていた。
矢野副会長	まとめたのは、報告を全体会に上げるようにはなっているのだろうか。いかがだろうか。
事務局 (吉本主査)	専門性も必要とされる面が多い条例案の策定に対しては、これまでの経過を把握されている方を中心に議論を重ねながら、試行錯誤を繰り返すなかで、徐々に素案が出来上がっていくものであると考えており、全体会へは素案を各委員に説明しながら、更にご意見を頂き修正を加えてしていく方向が良いのではないかと考えている。
矢野副会長	どうだろうか。他の委員の意見を伺いたい。
森田(純)委員	相談支援部会の森田です。この資料92のところ相談支援の体制のこの記載がないこともあり、相談支援部会からの意見を申し上げたい。 相談支援とは、その人の生活の全体像を勘案して、サービス利用計画などを立てるのが本来の業務である。個別の支援が中心となるため、差別解消法は大切なテーマであるが、領域が広く、環境への働き掛け分野かと考える。相談支援部会としては、大事な着目点として認識はしたいが、相談支援部会というのは、計画相談が平成24年から導入され、その対応に今も迫られており、足元の相談支援体制の強化が必要だと考えている。 ロードマップが2年に亘っているが、昨年の5月に提案したのは、「個別のプロジェクトとして、ワーキンググループを作って対応させていただくことを幾つかやらせていただけないか」ということもお伝えした。生活支援部会で人手が足りないときには、プロジェクトのやり方も考えて行かないといけない。2年目に、予算請求も検討するのもよいのではないかとも思う。但し、参加できないと言っているわけではない。
事務局 (吉本主査)	法令の趣旨は、申し立てなり、相談を受けたときに、「窓口で受けてください」というのが基本的な考え方になるので、相談支援部会に「やってほしい」ということではないが、条例なり、施策を、全体像を見たときには、その分野に全く手を付けずに議論することは困難である。ご協力なり、お考えを頂かないと

	厳しいかと考えている。
森田(純)委員	しっかり認識してやっていきたいと思う。
矢野副会長	相談支援事業そのものの在り方も大きな問題をはらんでいるので、計画相談と一般相談では、事業所を分けてやるべきだとか、議論は残るが、本題に戻すとすると、解消法の中で相談支援事業所が一定程度役割を果たさざるを得ない状況にはなるだろうと思う。窓口で必要になることは何かを検討が必要だ。当事者にとっては、一番駆け込み先にはなる、困ったときの駆け込み先としては相談支援事業所になるかと思うが、いかがだろうか。
植松委員	ロードマップの説明の中で、どのような手続きを踏んでいくかというところが出ていて、その中の「全ての当事者にヒアリング」というのがある。例えば、障害の当事者、家族と書いてあるが、ヒアリングの方法論のイメージがわかりにくい。ヒアリングをするに当たり、どのような案内をして、結果として、どういう人が対象になってくるのかとか、また、ヒアリングした結果がどう生きていく可能性があるのかとか、ビジョンがあれば、お伺いしたい。
矢野副会長	各自治体で条例が作られた過程においてでの話だが、障害者団体、当事者も家族も含めて多くの人が入るなかで、アンケート調査をして、集約しながら、中身を条例文に反映をする形でやられてきた。小金井市においては、アンケートを作り、集約するのであれば、項目を設定して意見を聞いて回るとか、一同に会してもらって意見交換をしながらまとめるとか、やり方は色々ある。やるとしても、日数と労力がどの程度必要なのかにもよるが、生活支援部会の委員だけでやり切れるとは思えない。動くとしても平日と休日のどちらがいいのか、昼間と夕方とではどちらがいいのか、来ていただく人たちの都合にこちらが合わせていかないと、「こっちが設定したから、いらっしやい」では、本末転倒になるのだろうと思う。やはり配慮がないと、やること自体が差別になってしまいかねない。来年、再来年の11月ぐらいまでには議会に提出するものを完成させて、遅くとも12月の議会に掛けられるようにはしたいと思っている。それまでの期間までに、丁寧な話と聞き取りをしながら、条例案とどれだけ乖離しているかというのを詰めて、「ああ、こういう条文だったらいいよね」と納得してもらえるものを作れると良いと思う。しかし、それには時間と労力は必要となる。
植松委員	当事者の部分は重要な所である。市民の声を反映するという手続きを取るイメージだとすれば、理想的であると思う。
矢野副会長	<p>商工会関係者の方たちとも中身について話をし、商工会や中小企業者の人たちも、「そこなら、自分たちでも協力できる」、「そういうことなら配慮してやれる」と言ってもらえるようにならなければならない。</p> <p>しかし、「そんなにお金をつぎ込んでいたら、経営が成り立たなくなるからできない」と反対されてしまっただけでは困るので、「こういうことだったら、ちょっと頑張るよ」と言ってもらえるようにしないといけない。民間業者の方たちとも共通理解を取っていかないといけない。</p> <p>民間業者は努力義務であるが、行政や学校などは努力義務ではない。そのの</p>

	<p>差は大きい。決して強制でも押し付けでもないが、「障害のある人だけではなく、高齢な方とかも同じに配慮すれば、お店に来て楽しく買い物ができるとか、気軽に買い物ができるというふうになってほしい」という話にしていきたいと思っている。</p>
吉岡委員	<p>我々も含めてと思うが、「差別解消法とは何だろう?」とか、あとは、「条例を作る部分というのは、どういういいことがあるのか?」とかという、小金井を暮らしやすくするというのを共通理解した上でないといけない。それは全ての当事者に聞き取りとかアンケートを取るときにも、その辺を障害の内容ごとに伝えられる情報提供の仕方をしっかりしないと、「これでいいよね」と言われても分からない部分がある。</p> <p>だから、その辺も考慮に入れて、議会へ情報提供を進めていかないと、物事が分からないまま進んでしまうことになり、市民にとっては困ることになる。</p>
矢野副会長	<p>その通りである。</p> <p>ベースは、障害者権利条約、国際標準を批准したので、それに基づいて小金井市だけではなく、日本国内全部が同じ標準でなっていくように願うのだが、地域の特性があるので、小金井市の特性の中では、市民にとって、障害のある人たちにとって、あるいは高齢の方にとっても、住みよい、お互いに協力し合える、共生できるような関係の街にするためには、この条例を基に、「こことここはちゃんと握らないといけないよね」といった共通理解ができるような議論にしていきたい。</p> <p>今まで小金井市で色々な委員会があつて、色々なことを検討して、質問したり、意見が出たり、まとめたりというのが多々あるだろう。しかし、小金井市の色々な委員会で、出されている答申の中身を突き合わせると、正反対のことであったりが幾つか起こっているのも事実である。総論では一緒だが、各論の部分で違う方向性を向いていたりするというのが幾つか散見される。そういうようなものを一つにできるような議論を作る場にこの条例づくりがひとつ役に立ってくれるといいかと思っている。</p>
馬場委員	<p>条例案の方向性のお話であれば、各論部分で対立している。条例の試案を見ていただければ分かるのだが、生活支援部会で出した条例案は33条ある。事務局案は14条である。現状、事務局と生活支援部会で条例案をまとめ切れていない。議論はやりつくした中で、同じ構成委員で来期が始まっても、議論は堂々巡りを繰り返すだけだと思う。再度申し上げるが、新しい意見、違う意見も必要であり、やはり委員の増員もしくは構成員そのものを変える必要があると考えている。</p>
中村(悠)委員	<p>差別解消法は各委員の意識の中で、生活支援部会の報告を聞いた内容を理解するにとどまっていたかと思われる。</p> <p>今までは、各専門部会の課題について議論を重ねてきたかと思うが、今後は、各部会のテーマと差別解消に則した部分を意識しながら議論を進めていっていただきたいと思うがいかがだろうか。</p>
馬場委員	<p>中村委員もおっしゃるとおり、生活支援部会でたたき台を作るというのは分か</p>

	<p>る。イメージが浮かばないし、どういったものができるか分からないからだ。そして今年1年でたたき台を作った。来年、そのたたき台を基に、全体で検討をする。検討なしに生活支援部会に戻ってくると、第三者の声が入らない。自立支援協議会で、骨格だけでも、最初の半年間で決めて、中身の文章は生活支援部会に任せるというならまだ分かる。しかし、出したものがまた生活支援部会に戻るだけではいいものはできない。全体会ではこれだけの委員がいるのにもかかわらず、また部会の同じメンバーで議論をしたら、また同じものしかできない。第三者の意見が入らないと事務局案と整合性を取っていくことが困難になる。</p>
中村(悠)委員	その問題は、私が所属している生涯発達支援も同様かと思う。
馬場委員	<p>生活支援部会を中心に、他の部会の委員にも入っていただき、もう一つ大きなワーキング部会を作るとかはどうか。</p> <p>それか、全体会である程度骨格だけ検討し、骨格が出来上がった段階で、生活支援部会に下ろす方法もある。</p>
森田(純)委員	馬場委員が提案された全体の委員が参加できるワーキング部会の枠組みというのに賛成である。部会の他に別途、ワーキング部会ができるのであれば、そこに参画する委員は多いと考える。
矢野副会長	部会の後に、テーマを絞ってワーキング部会をやるということもあるかと思う。
森田(史)委員	<p>法律がしっかりとしていれば、市の条例を作る必要はない。しかし補足する部分があり、また地方の特色を生かすために条例を作るのだと思う。今後は各団体へヒアリングをやるにしても、法律に対して、論点を洗い出し、焦点を絞って議論を重ねて作りあげていかないと市民に対して説明できない。</p> <p>法律が十分でなく、市民の生活に支障が出るので条例が必要なのである。法律がしっかりとしていれば、あとは障害者総合支援法に基づいて、支援をしていけばいい。しかし条例をすでに作っている自治体もある。なぜ作っているかといえば、それなりの理由があるからだ。それは法律では網羅されていないところを、条例でもって補う必要があるからである。</p>
矢野副会長	その県独自の課題なり、自治体の課題も含めて、基本的には、共生したまちづくりを進めたいというところでは、共通したスタンスであると思う。
森田(史)委員	法律では、かゆいところに手が届かないから、条例でもってそれを補足するのだと考える。法律と条例の内容に同じことを書くのでは意味がない。
馬場委員	条例自体の目的は、政策をやるために作る。だから、広報活動で条例に、例えば、「障害者差別解消の日を作る」と条例で書くと、しっかりと障害者差別解消の日ができて、それに対する予算が付くというのは、それは政策のために作るもので、小金井の差別解消のためにどういう政策をしたいのが条例を作る目的なのかと思う。そうでなければ、要綱だけで大丈夫である。窓口などは、要綱だけ作ってしまえばいいということになる。したがって共生社会を作るためにどういう政策をやっていくかということも決めて、その中で初めて条例が必要だという話になるのであろう。
森田(史)委員	もし各団体にヒアリングするときに、どのような説明なり聞き取りをすればい

	<p>いかという課題がある。「自分としては、この内容を入れてもらいたい。この点が法律では不足している。条例ではこの箇所はこの内容が不足している。だから、自分のこの内容を入れたい」ということが起きてくると想定しておいた方がいい。</p>
矢野副会長	<p>いかがだろうか。ほかに。</p>
小松委員	<p>生活支援部会で 33 条の条例案の骨格を作った。だが、事務局案は、14 条である。どちらを採用するかはどこで決めるのであろうか。話を詰めるにしても、事務局案 14 条を詰めるのか、生活支援部会案 33 条を詰めて条例案とするのか。そこが見えてこない。</p>
吉岡委員	<p>生活支援部会で作成した条例案が骨格である。それを基に市民、当事者へ意見を聞いて、修正を重ねていくのだと私は認識している。</p>
小松委員	<p>事務局案というのは、あくまで参考資料という事か。</p>
矢野副会長	<p>事務局としては、市としての考え方で案を作っている。自立支援協議会の生活支援部会では、権利条約に照らしながら、必要と思われる内容を条文に盛り込むことで、色々な施策を市が推進してほしいと考えている。当事者、市民、商工業者の人たちは、「いや、そこまで言われてもできないよ」、「そこは削ってくれよ」ということで削ったり、「もっとここは入れてほしい」とかという違う中身が入ってくるかもしれない。それは、議論を経ていく中で、過剰訂正にもなってしまう。但し、文言の言い回しについても、変わっていくのだろうとは思う。みんなで作り上げて、一緒に作ったというプロセスが大事となる。議会や市当局者が条例を作って、「これ、条例を作りました」と、市報に掲載されても、市民とすれば「ふーん、ああ、そんな条例できたの？」で終わってしまう。それでは市民のものにもならない。市にとっても、政策を実行していくところで、市民を動かしていくことはできない。議会に求めるということもできない。</p>
吉岡委員	<p>事務局から説明があったが、条例の制定については、自立生活支援課で素案作りをやる。議会に提出する前にその文章の内容とか、構成といった作業工程があるかと思う。ただ、文章については専門家が考えるにしろ、内容については、いろいろな方の思いが入ったものを上げたいと思う。</p>
事務局 (吉本主査)	<p>繰り返すが、事務局案だけを通すというわけでもないし、生活支援部会の条例案だけを通すということでもないのである。二者択一ではないのである。例えば、矢野委員のご発言通り、色々な主体の人に「この条例はどうですか？」と聞いていないのである。現実問題として、その状態で、当然、議会に上げられるわけでもないのである。いろいろな箇所の修正を行うための実作業が必要になるとなったときに、「来てください」と言うのか、アウトリーチで「行きます」とするのか、市民説明会にするのか、意見交換会にするのかという、その手順とか枠組みも含めて、「こういうアイデアはどうでしょう？」ということ聞くためにロードマップを出したので、これが完璧な案だとは思っていないのである。まずこれをたたき台として、「ここが足りないよね」とか、「ここは、逆に言うと、不要だよ」というところがあれば、ご意見を頂きたいのである。</p> <p>真ん中にイベント A という形で入れたのだが、イベント A をやりたいわけで</p>

	<p>はないのである。イベント A として、どういうふうにすれば政策効果が上がるかという意見をお聞きしたいのである。一般的な役所の都合で行くと、「条例を作ります。だから、その説明会をします」という一般的な考え方が、では、それでいいのかということも含めての話だと思う。</p> <p>今言われたとおり、「来られない人の意見はどうするのか」みたいなところから考えると、では、アウトリーチで行くべきなのか、アウトリーチで行くべきに当たって、日ごろから相談を受けている人が聞き取りに行くのがいいのか、私のような事務的な役所の人間が行くのがいいのかという、政策効果全体を照らして、どういう人がどういうアプローチでどういう意見をもらうのがいいのかということ、1年なり2年かけて作り上げていくというつもりでやっているの、これでもう条例案に行きたいということよりは、どちらかという、このロードマップのほうに何を盛り込んで、誰にどういう話を聞いてきて、どういう議論をした上で持っていくべきなのかというところで、ご意見を頂ければということが、事務局からのお願いである。</p>
矢野副会長	<p>例えば、各事業所にはアンケート用紙を事業所単位で配って、事業所の人聞き取りをして書いてもらったのをこちらは集計する。費用的にも安く済む。用紙を印刷したうえ手渡しでお願いをする方法は、事業所と繋がっている当事者や家族へは、可能であると思っている。しかし教育現場とか、相談支援のところでは、相談支援に来ている人に聞き取りをしたほうがいいのか検討が必要だ。より実現可能な情報収集や意見聴取の方法を考えていく必要がある。具体的には、町会単位でとか、自治会単位で取りまとめるのが良いのか、更には民生委員の方からアプローチをしたほうがいいのかとか、方法は色々ある。いずれにせよ、最初の1年間はアウトリーチでこちらが出向いていく方法になると思っはいる。</p>
馬場委員	<p>もう先行市で全部アンケートも取って、膨大な資料があるので、それを分析したほうがまだ実現的だと思う。ある程度形になったときに、初めて団体を呼んで説明会をするのが良いと思う。個々に聞いても、個々に聞くとばらつきが多くて、聞いた人の主観も入るのではないかな。</p>
中村(悠)委員	<p>今からアウトリーチをするのは現実的ではないと思う。</p>
馬場委員	<p>先行市の事例があるのに、当然、条例を作るときには、先行市の条例案を参考にしながら作るだろう。ここはさいたま市の条例案で作っているの、その内容のヒアリングの結果だとか、全部残っているではないかな。</p>
中村(悠)委員	<p>事例を参考に小金井市の中でそぐわない部分であったりだとか、現状と合わない部分などを抽出して、検討すればいいのではないかな。</p>
馬場委員	<p>そこを取捨選択していく話なのである。</p>
中村(悠)委員	<p>そこを協議会で話していくのではないかと私は思う。そうでないと、なかなか前に進んでいかない。</p>
馬場委員	<p>それを障害者団体に「取捨選択してください」と言うのは、無理な話である。条例で義務になっているのは、民間の事業者ではなく、教育関係者である。教育関係者及び教育現場の方の声を反映させて条例案を作らないと、必ず反発が</p>

	来る。それはヒアリングだけで済む問題ではない。当事者として入ってもらわなければ無理がある。
矢野副会長	就学問題でいえば、条例がある、なしにかかわらず、現場は4月からトラブルが起きることも予想される。
馬場委員	その通りである。180度方針が変わったわけだから、教育現場の人が入っている条例が本当にこれでいいのかと書いてあるわけである。条例は、基本的には、地元の学校が原則であるという条例の作りになっているわけだから、それは「聞いていない」と言われてしまったら問題となるし、当事者や教育関係者が入っていない中で、生活支援部会だけでやるというのは、無理があると私は思う。
渡辺委員	<p>各委員それぞれ立場が違うが、最終的に小金井の教育に限ったところであれば、教育の部分で子供にどういったものを提供できるのか裏付けがないことには、我々としても発言はしづらい。</p> <p>例えば、私どもの幼稚園は、園舎の半分が新築されて、バリアフリー化も完了した。しかし小金井の中には、設立が50年以上たっている幼稚園も多い。耐震化でも苦労されているというような状況なので、今更いじれないところもある。幼稚園の事業に対してだとか、施設に対しても小金井市から資金的な補助はゼロである。「これを条例だけでやってくれ」と、「そして、来年度から、すぐさま受け入れてくれ」となると、ほとんどの幼稚園は対応できないというのが現実である。</p> <p>努力義務ではなくても、達成義務があるというようなものなので、実際のところ、施設の古い小学校は、階段だけでスロープがないところもある。2年ほど前に車いすのお子さんがいらしたのだが、足が悪いということで、受け入れ先が決まらずにいたが、幸い、小金井市内の小学校で受け入れてもらい事なきを得た。今後は各教育現場で例えば、「では、4階からの避難はどうするのだ」といった問題に対処していかないといけない。私どもの幼稚園も、2階ができた際は、2階からの避難は、担当を決めて、何か起こったときには、その担当者がハンディキャップのある子供だけの避難に付くとか、内部的に諸問題をクリアした上で条例に従っていかなければいけないというようなところがあると思う。一口で「こうしたほうがいい」と言えないのだが、小金井市がどのレベルまでをいつまでに達成したいのか、要望とか、それから話し合う内容も変わってくるかという気がする。</p>
吉尾委員	今日は東京都によるグループホームを対象とした集団指導検査の説明会があり出席してきた。テーマは虐待防止法だった。平成24年に施行されても、いまだ事業者に対して周知徹底されていないので、かなり時間を割いているとのことだった。法律上は変わっても、われわれでも対応し切れていないので説明会が開催されている状況である。障害者差別解消法も、同様のことが考えられる。条例もしかりである。
矢野副会長	厚労省で、福祉事業所への障害者差別解消法の手引きが11月か12月に出ており、すでに配布されている。虐待や何かでも、この間、川崎市の老人ホームの職員がストレスが原因で高齢者の虐待があった。埼玉の作業所でも、職員1人

	<p>で現場を仕切らせた結果、虐待が発生した事件もあり、当事者の家族や福祉事業所、教育現場とか、体罰も含めて事件が発生している。根本的には、福祉現場で働く人たちの処遇改善が必要であるとは思いますが、現状直ぐには改善は見込めない。</p> <p>そのような中、どのようにすれば小金井市では市民の見守りの中で、守られるものがあるのかを考えていく必要がある。</p> <p>ロードマップの中で、どういう手法でやったら、効率よく1年半でまとめられるかであるが、一つは、ワーキング部会のかたちで議論をしていくというのと、聞き取りは聞き取りですが、論点整理というところで、ワーキング部会を中心に検討していきながら、市民に広める方法を考えるといったところだろうか。第5期の委員の決め方で議論にはなっていくと思うがいかがだろうか。イメージとして、別途でワーキング部会にするというのは、現実的に可能だろうか。</p>
馬場委員	<p>まず自立支援協議会に教育関係者が入ってこないで、教育委員会も指導しても協力は得づらいと考える。部会に教育関係者を入れることができれば問題はないが現状は厳しいであろう。</p>
矢野副会長	<p>発達支援部会のほうに入っている。</p>
馬場委員	<p>それは幼稚園関係者で、学校関係者は大丈夫である。求めているのは教育委員会から委員を出してもらえるかである。</p>
矢野副会長	<p>来年の案には、教育委員会が入ることになっている。発達支援部会の部会構成で、案は第5期の構成として出ている。</p>
馬場委員	<p>生活支援部会が条例の骨子を作るは無理があると思う。ワーキンググループに入ってもらおうという確約を取っておくか、どちらかが必要だ。</p>
矢野副会長	<p>他の委員の方はどうであろうか。</p>
森田(純)委員	<p>第4期も終わりに近づいてきているので、第5期の委員を推薦・公募するとき、自立支援協議会の第5期の中心のテーマが差別解消法にあるというところで、別途、定例の専門部会を全体会以外にも一部協力をお願いするということを明確に書いていただけるような提案をまずは事務局にすることから始めていただく必要があるかと考える。「特に教育関係者の方にはぜひ」とかいうふうに書いていただくとか、そういったことで肉付けをしていくということが建設的かと思う。</p>
矢野副会長	<p>では、それぞれ、部会は部会で、来期にも継続した課題があるので、それを追求しながら、生活支援部会を中心に、ワーキング部会を設けて、何回か入れて、議論をしていく方向で良いか。</p>
事務局 (吉本主査)	<p>事務局から。ワーキング部会についてだが、各委員がその作業にご協力いただけるかどうか未知数であり、事務局と新しく事務局となる方とご相談して工数を考えないと、この場では結論を出すのは難しいと考える。今日頂いた意見は、事務局としても貴重なご意見であると感じており、例えば、今言われた教育関係者の意見が入っていないとなった場合、委員として入ってもらいたいのか、アウトリーチで聞きに行くべきなのか、アンケートを取るべきなのかと、さま</p>

	<p>さまざまな考え方を基にどう反映していくべきなのかという議論がされるべきかと思う。</p> <p>それをするのが生活支援部会だけでいいのかというところもありつつも、かといって、今から急に教育関係者を何人も大量に増やすということもまた現実的ではないことを考えると、さまざまな手段がある中で、手法も含めて、この場は協議会なので、審議会で何かを決定する場ではないので、ご意見を頂いて、また事務局で取りまとめさせていただくという形を取らせていただければと思うが、いかがだろうか。</p>
矢野副会長	では、方向性としては、次回、部会の後の全体会のところで、もう一回、第 5 期にどうつなげるかという確認したい。
事務局 (吉本主査)	実際は、第 5 期での決定になるので、逆に言うと、ここではたたき台の議論が続くかたちになるかと思う。
矢野副会長	ワーキング部会という案も出てきているということで、それがロードマップにどう組み込めるかということと、教育関係者の参加をどういう形で部会にオブザーバーで委員の人が入ってきたりするようなやり方でやるのかというところになるのと、論点整理をしながら、どういう形でまとめていくかというところと、聞き取りの仕方のところ、整理の仕方というところが課題になるのだろうか。それに向けたこのロードマップの中の「どういう形で対外的な働き掛けの取り組みをするか」というところを、一度検討を行ない議論をする方向でよろしいだろうか。条例制定に向けての議論は、終わりにさせていただく。

2. 来期の協議会の委員構成について

矢野副会長	次の議題は「来期の協議会の委員構成について」になる。事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉本主査)	<p>資料で委員構成の案のものをご覧いただきたい。</p> <p>この表、右側が第 4 期、現在の委員の内容である。左側が第 5 期で、来年度、このようなかたちで事務局は考えているというものを記載している。これまで委員からは、当事者の方に委員になってもらうことや、教育委員会の職員に委員になってもらうことをご意見として伺っていた。それらのことについて、当事者の方々についてのご説明をさせていただく。</p> <p>相談支援事業者の枠のところは、障害者福祉センター内の障害者地域自立生活支援センターでケアカウンセラーをさせていただいている当事者の方、もしくは利用者の方をお願いしたいと考えている。また、「ひまわりママの会」から、発達にアンバランスなところのあるお子さんの親御さんによるサークルだが、参加の快諾を頂いているので、教育関係者の枠に記載している。また、市民公募枠については、対象としては、市内在住で 20 歳以上の方としているので、応募してくださる方には、小論文を提出いただくということで、お手数をお掛けすることになるのだが、障害のある方、ない方にかかわらず、広く市民の方々にお申し込みを頂きたいと考えている。</p>

	教育委員会については、11月にもご説明したが、指導主事に参加の了解を頂いているので、教育関係者の枠に入れさせていただいている。また、福祉サービス事業者の枠には、新たに事業所を増やす予定で、現在、調整中である。変更内容としては、以上である。
矢野副会長	人数的には、要綱の関係で予算を変更ができなかったもので、増やすことができていない。この人数で、枠のところで少し変動が起こるということで、ご確認いただけるだろうか。ご意見は何かあるだろうか。 各関係団体に推薦を依頼して、委員を決めることになる。了解いただてからは、公募のほうの準備を進めるのでよろしくお願ひしたい。
馬場委員	部会の所属もまだ流動的ということによろしいのだろうか。
矢野副会長	流動的である。希望も考慮するが、想定としてはこの形でお願ひしたい。但し確定ではない。委員構成、来期は以上の枠組みで推薦をお願ひしたい。

3.平成 27 年度小金井市地域自立支援協議会 開催予定

矢野副会長	続いては会議の開催日程となる。事務局からお願ひする。
事務局 (吉本主査)	資料 8 をご確認いただきたい。専門部会、3 月 25 日の金曜日 5 時からとなり、第 4 期はこれで最後となる。会場は福祉会館の 5 階、保健会場である。

4.事務局報告

矢野副会長	では、最後に事務局からの報告をお願ひする。
事務局 (染谷係長)	今年度、全体会が最後となるので、課長の堀池よりご挨拶をさせていただく。
事務局 (堀池課長)	第 4 期の全体会は本日が最後となるが、任期 2 年間、第 4 期委員の皆様にはご多忙の中ご尽力賜り、心より感謝する。この間障害者施策の法的には複雑になり、また、法律改正がされてきた中で、議論を重ねる中、多くの意見も頂いている。事務局としては、可能不可能も含め、調整をさせていただいたこともあった。本当にご協力いただき、感謝する。来年度より 5 期へと変わるが、先ほどの議論があったように、条例の制定が主なテーマとなる。いよいよ具体的に進めて行かなければならない中、皆様との議論した内容を土台として、小金井市にとってよりよい条例が制定されるようにして参りたい。本当に 2 年間、各委員の皆様には心より感謝する。以上である。
矢野副会長	今日の議題は全て終了した。その他ご意見、ご質問等なければ、これにて第 4 回の地域自立支援協議会を閉会する。

以上